第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第４５９号
栃木県河内郡上三川町大字上郷1787番地３
破産者　田中　勝治
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２４号
栃木県宇都宮市若松原３丁目８番21号
破産者　富田　健志
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０号
栃木県日光市平ケ崎88―８　フェリジータⅡ103号室、住民票上の住所栃木県日光市瀬尾403番地14
破産者　薄井　智幸
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３８号
栃木県那須塩原市住吉町５番10号
破産者　協立工業株式会社
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６０号
埼玉県吉川市保１丁目12番１号
破産者　株式会社アストネーション
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５３９号
千葉県八千代市八千代台北１丁目４番地８有光ビル３Ｆ
破産者　北村　滋朗
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２４号
山梨県笛吹市御坂町栗合49番地の２
破産者　有限会社地場ハウス21
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
愛知県稲沢市井之口北畑町21番地１―1102
破産者　株式会社インサイト・コミュニケーションズ
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第４３号
兵庫県姫路市南条字高田425番地Ｒビル
破産者　株式会社姫路リアルティー
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４９号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目39番47号
破産者　有限会社サンワ技研
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３号
香川県高松市宮脇町２丁目５番４
破産者　株式会社アイプランニング
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４４号
茨城県神栖市息栖2848―96　第77平成コーポＫ－１号室、住民票上の住所茨城県潮来市前川162番地
破産者　小谷野芳澄
１　決定年月日　平成30年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第９２号
徳島県板野郡藍住町矢上字安任160番地９
破産者　富本　恭明
１　決定年月日　平成30年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７１３号
北九州市小倉南区城野１丁目15番48号（メゾンＳＵＺＵ201）
破産者　福田　明仁
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７４号
北九州市小倉南区城野１丁目15番48号（メゾンＳＵＺＵ201）
破産者　福田　百合
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２３号
佐賀県杵島郡白石町大字福田2010番地14
破産者　渋田　健児
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２２９９号
札幌市白石区北郷２条11丁目３番20号　生きがい
破産者　福島　惇晃
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９２号
札幌市白石区菊水元町９条１丁目12番１号アレーヌⅠ―102号
破産者　松田賀一朗
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２号
北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町３丁目３番17号　柴田マンションＤ号
破産者　川戸　文彦
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
岩手県奥州市水沢佐倉河字中目64番地
破産者　中目　榮子
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部